

河南町
障害福祉計画

平成 19 年 3 月

河南町

はじめに

本町では、「改革」と「創造」を政策の柱に、安全・安心・安住のまちの実現を目指して、各般の施策を推進しているところでございます。

障害者施策におきましては、平成 12 年 3 月に「河南町障害者計画 ～こころ暖まるふれあいのまちづくり～」を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、総合的、計画的に推進してまいりました。

この間、障害のある人を取り巻く情勢は大きく変化し、平成 18 年の障害者自立支援法の施行にともない、市町村が障害種別にかかわらず一元的に福祉サービスを提供することとなりました。

こうした情勢をふまえつつ、障害者のみなさまの様々なニーズにお応えいたしますとともに「障害者計画」をさらに推進していくために、このたび、障害福祉サービスの目標量とその確保のための方策を定めた「河南町障害福祉計画」を策定いたしました。

障害者の自立した生活を支え、地域で安心して暮らせるよう、本計画に基づき、各種サービスの充実に努めてまいりたいと存じます。

本町は昨年、町制施行 50 周年という一つの節目を通過しました。

これを機に、より大きく躍進できるよう河南町の発展に最善を尽くしてまいりますので、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆さまをはじめ、ご審議いただきました河南町障害福祉計画策定委員会の委員の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成 19 年 3 月

河南町長 武 田 勝 玄

目 次

第1章 基本的な考え方	3
1. 本計画策定の趣旨及び位置づけ	3
2. 本計画の基本的理念	4
(1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重	4
(2) 地域生活移行の推進及び日中活動サービスの確保	4
(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進	4
(4) ケアマネジメントの充実	4
3. 法的根拠	5
4. 計画期間	5
第2章 河南町の現状	6
1. 人口の推移	6
2. 手帳所持者の推移	7
(1) 身体障害者手帳所持者数	7
(2) 療育手帳所持者数	8
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数	8
3. サービスの利用状況	9
(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）	9
(2) ガイドヘルプサービス	10
(3) 短期入所（ショートステイ）	11
(4) 日中活動系・居住系サービス	12
4. アンケート調査結果（概要）	13
(1) 調査の概要	13
(2) 回答者の状況	14
(3) サービスの利用状況と利用意向	17
(4) 地域生活支援事業の利用意向	24
第3章 平成23年度に向けた数値目標の設定	30
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	30
(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行	30
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	30
第4章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策	31
1. 訪問系サービス及び短期入所	31
(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援	31
(2) 短期入所（ショートステイ）	31
2. 日中活動系サービス	32
(1) 生活介護	32
(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	32
(3) 就労移行支援	32

(4) 就労継続支援 (A 型)	33
(5) 就労継続支援 (B 型)	33
(6) 児童デイサービス	33
(7) 療養介護	33
3 . 居住系サービス	34
(1) 共同生活介護 (ケアホーム) 共同生活援助 (グループホーム)	34
(2) 施設入所支援	34
4 . 相談支援 (サービス利用計画作成)	34
第 5 章 地域生活支援事業	35
1 . 必須事業	35
(1) 相談支援事業	35
(2) コミュニケーション支援事業	36
(3) 日常生活用具給付等事業	36
(4) 移動支援事業	36
(5) 地域活動支援センター	37
2 . 任意事業	37
(1) その他事業	37
第 6 章 計画の推進体制	38
1 . 国や府との連携	38
2 . 近隣の市町村との連携	38
3 . 事業者並びに各関係機関団体との連携	38
4 . 人材の育成・確保、情報提供	38
(1) 人材の育成と確保	38
(2) 情報提供、広報啓発活動の充実	38
資料	39
障害福祉計画策定委員会委員名簿	39
河南町障害福祉計画策定委員会設置要綱	40
障害者自立支援法の概要	41
障害福祉計画の基本的理念	42
総合的な自立支援システムの構築	43
福祉サービスに係る自立支援給付の体系	44
障害福祉サービス一覧	45
地域生活支援事業一覧	46
用語解説	47

第1章 基本的な考え方

1. 本計画策定の趣旨及び位置づけ

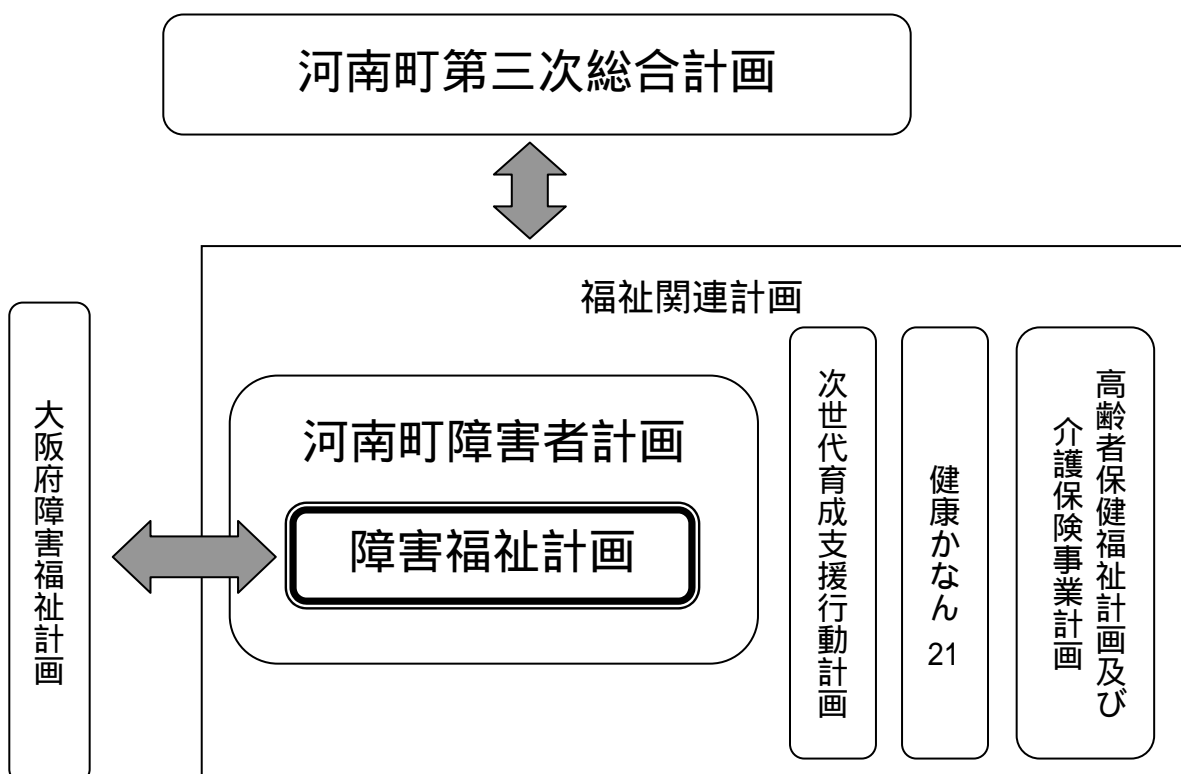
わが国の障害者施策は、「支援費制度」が平成15年4月に導入されたことにより、行政がサービスの相手を特定し内容を決定する「措置制度」から、利用者が自らの意思でサービスや事業者を選択し契約に基づき利用する制度へ移行しました。これにより、障害のある人の地域生活支援は前進しましたが、一方で、利用者の急増に伴う費用の増大や地域におけるサービス格差、障害種別でのサービス格差など、様々な課題も出てきました。

障害者自立支援法は、これらの状況を背景に地域での自立した生活を支援するため、平成18年4月に施行され、同年10月より本格的に実施されました。この法律では、障害種別で分かれていた福祉サービスの一元化や就労支援の強化などが盛り込まれるとともに、市町村に対し障害福祉計画の策定が義務付けられました。

本町では、平成12年3月に「河南町障害者計画」を策定し「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」を理念に「完全参加と平等」をめざした施策を展開してきました。

本計画は、この「河南町障害福祉計画」並びに「障害者基本法」の理念、及び計画策定に係る国の基本指針である「障害者の自己決定と自己選択の尊重」、「市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の統一化」「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備」を踏まえ策定します。

なお、本計画の上位計画である「河南町第三次総合計画」並びにその他の関連計画との整合性を併せて図ります。



2 . 本計画の基本的理念

本計画の基本理念は、障害者基本法並びに河南町障害者計画の理念及び障害福祉計画策定に係る基本指針を踏まえ、次の4点とします。

(1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らのその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスそのほかの支援を受けつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めていきます。

また、成年後見制度の利用支援を行うことから知的障害者や精神障害者の権利擁護に努めていきます。

(2) 地域生活移行の推進及び日中活動サービスの確保

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームやケアホームなどの居住の場の確保に努めるとともに、療養介護や生活訓練、自立訓練などの日中活動サービスの確保に努めていきます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、就労に向けた相談支援に努めます。

(4) ケアマネジメントの充実

障害のある人がそれぞれのライフステージに応じた生活を地域の中で送れるよう、一人ひとりのニーズに応じたケアマネジメントに取り組んでいきます。

3 . 法的根拠

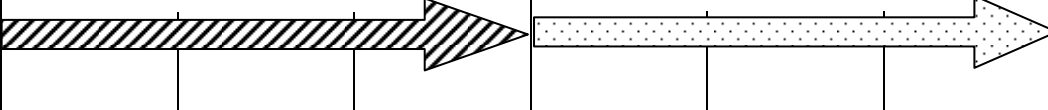
障害福祉計画は、障害者自立支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」です。

障害福祉計画は障害者基本法の基本理念にのっとり、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画です。

4 . 計画期間

本計画は、平成 23 年度を目標に据え、第 1 期計画を平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 か年とし、見直し後、平成 21 年度から平成 23 年度までを第 2 期計画として策定します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
障害福祉計画	【第 1 期計画】			【第 2 期計画】		

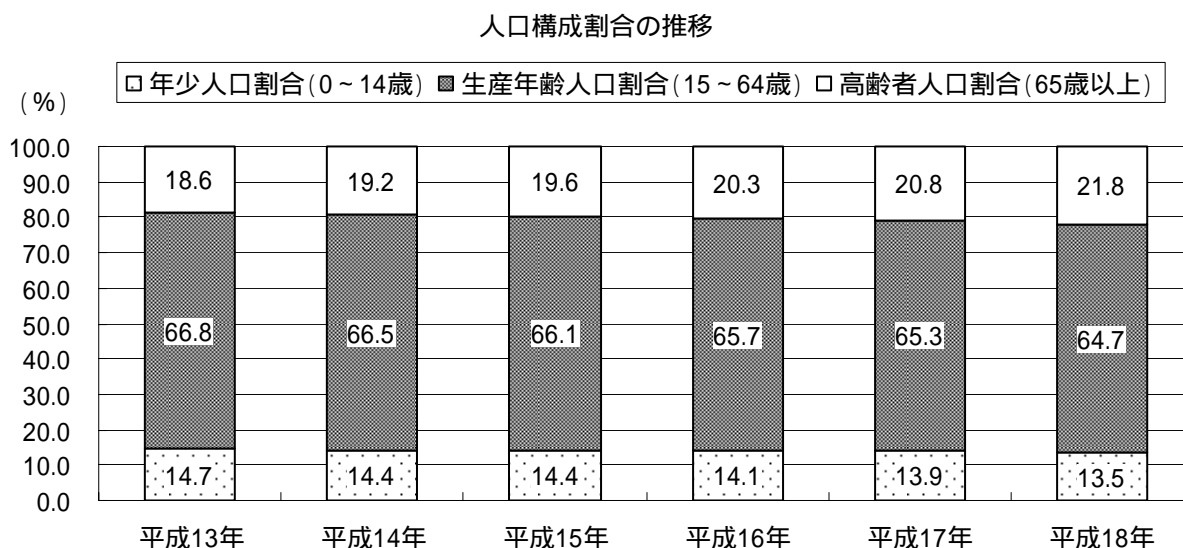
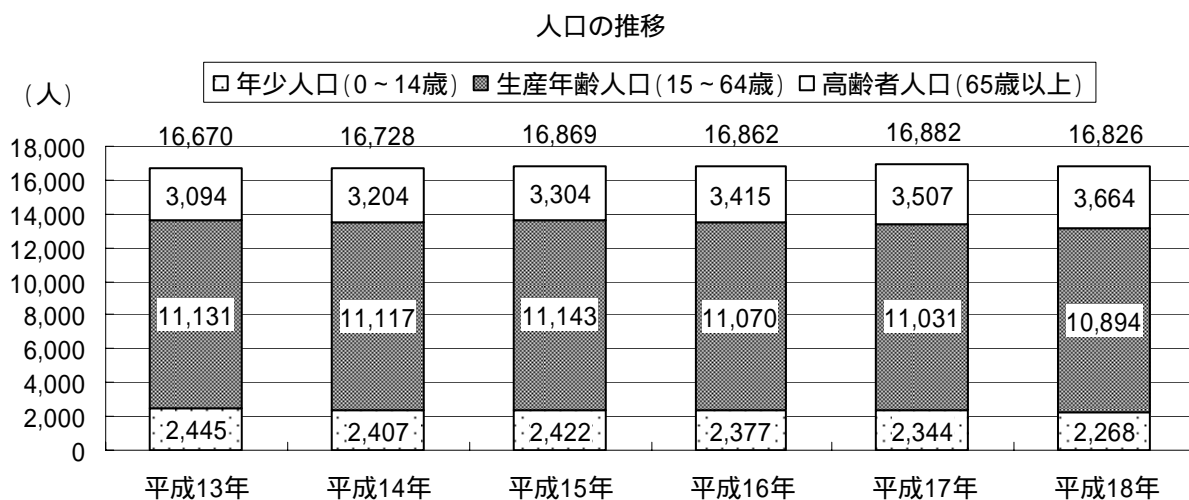


第2章 河南町の現状

1. 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は平成13年で16,670人、平成18年で16,826人となっており、平成15年以降総人口は横ばいの状態です。

年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)・生産年齢人口(15～64歳)は平成15年以降減少の傾向にありますが、高齢者人口(65歳以上)は年々増加の傾向にあり、平成18年の高齢者人口割合(高齢化率)は21.8%と少子高齢化が年々進行しています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

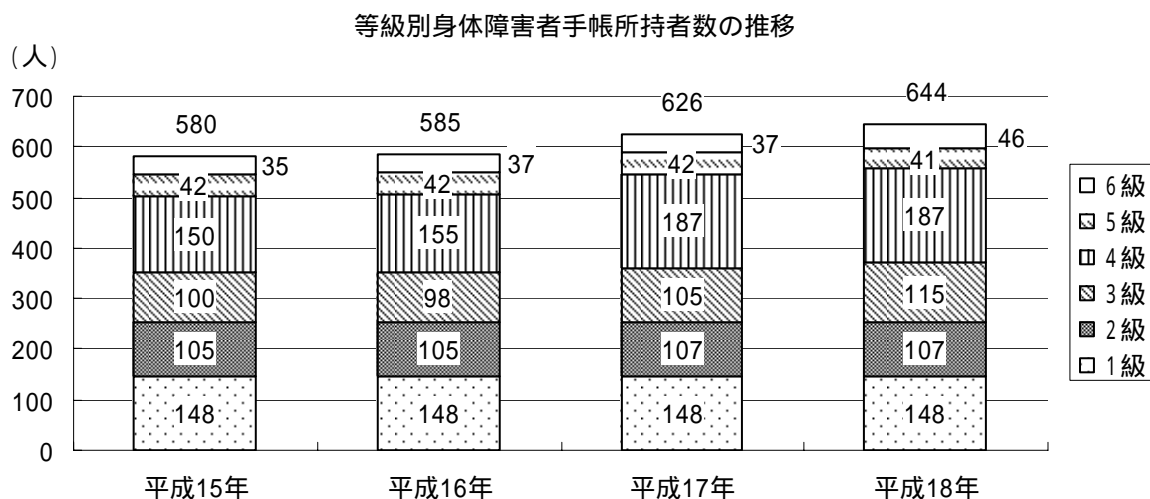
2. 手帳所持者の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、総数は平成15年で580人、平成18年で644人と64人増加しています。

等級別にみると、平成18年で「4級」が187人(29.0%)と最も多く、次いで「1級」が148人、「3級」が115人となっています。各年とも「4級」が最も多く、次いで「1級」となっていますが、平成17年以前では「2級」が3番目に高くなっていましたが、平成18年では「3級」が3番目に高くなっています。

平成18年の部位別・等級別身体障害者手帳所持者数をみると、全体で「肢体不自由」が411人と最も多く、次いで「内部障害」が147人、「聴覚・平衡機能」が43人となっています。最も多い「肢体不自由」を等級別にみると、「4級」が127人で最も多く、次いで「2級」(82人)、「3級」(79人)と続いています。



各年3月31日現在(厚生労働省福祉行政報告例による)

部位別・等級別身体障害者手帳所持者数(平成18年)

(人)

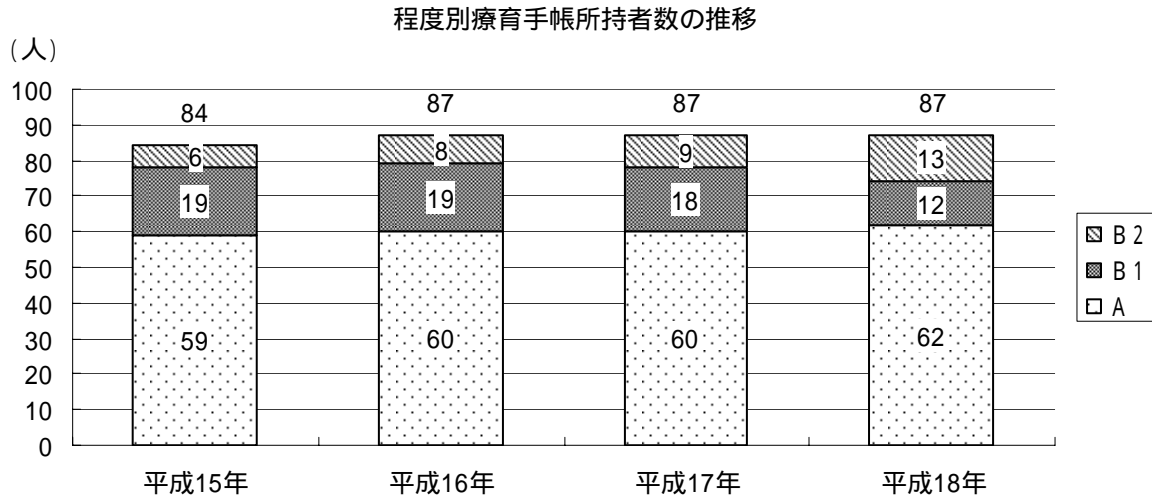
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	9	11	4	4	7	6	41
聴覚・平衡機能	0	13	1	9	0	20	43
言語・音声	0	1	0	1	0	0	2
肢体不自由	69	82	79	127	34	20	411
内部障害	70	0	31	46	0	0	147
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	148	107	115	187	41	46	644

平成18年3月31日現在(厚生労働省福祉行政報告例による)

(2) 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数の推移をみると、総数は平成15年で84人、平成18年で87人と3人増加していますが、横ばいの状態です。

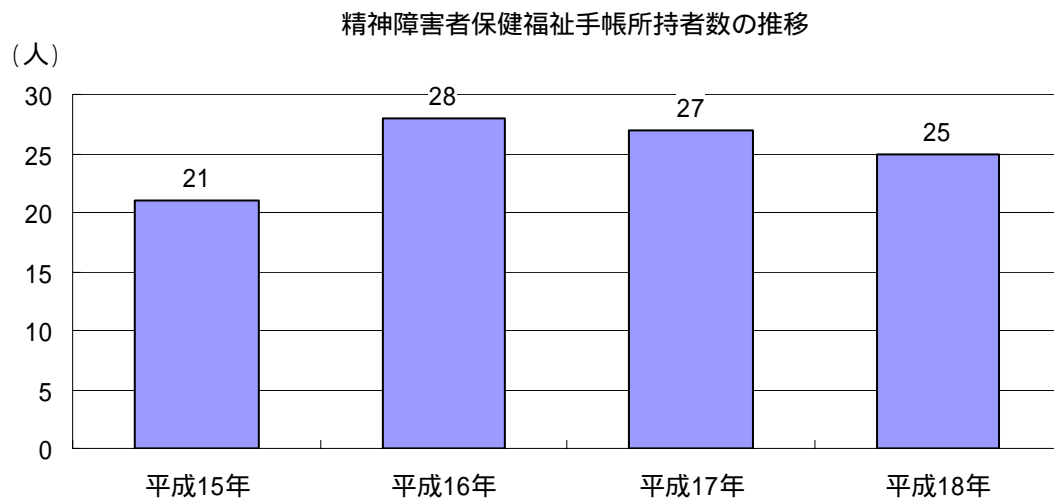
程度別にみると、平成18年で「A(重度)」が62人と最も多く、次いで「B2(軽度)」が13人、「B1(中度)」が12人となっています。



各年3月31日(厚生労働省福祉行政報告例による)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成15年で21人、平成16年で28人と増加しますが、その後減少しており、平成18年で25人となっています。



各年3月31日(精神障害者保健福祉手帳有効認定者一覧表による)

3 . サービスの利用状況

(1) 居宅介護 (ホームヘルプサービス)

居宅介護 (ホームヘルプサービス) の利用者数の推移をみると、平成 15 年度で 8 人、平成 17 年度で 13 人と増加しています。

利用時間数をみると、平成 15 年度で 130.5 時間、平成 17 年度で 170.4 時間と年々増加していますが、一人あたり平均利用時間は平成 16 年度の 21.3 時間が最も多くなっています。

障害種別にみると、利用時間数は身体障害者がどの年度でも最も多くなっていますが、平成 17 年度の一人あたり平均利用時間は身体障害者より知的障害者・精神障害者のほうが多くなっています。

利用者数 (人)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
身体障害者	6	4	5
知的障害者	1	0	4
精神障害者	1	1	1
障害児	0	2	3
合計	8	7	13

利用時間数 (時間)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
身体障害者	111.5	115.1	62.2
知的障害者	1.8	0	65.2
精神障害者	17.2	17.2	16.7
障害児	0	16.9	26.3
合計	130.5	149.2	170.4

一人あたり平均利用時間 (時間)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
身体障害者	18.6	28.8	12.4
知的障害者	1.8	-	16.3
精神障害者	17.2	17.2	16.7
障害児	-	8.5	8.8
平均	16.3	21.3	13.1

(厚生労働省福祉行政報告例による)

利用人数、利用時間数は各年度の合計を 12 で割り、1 か月平均として算出しています。

(2) ガイドヘルプサービス

ガイドヘルプサービスの利用者数の推移をみると、平成 15 年度で 15 人、平成 17 年度で 17 人とほぼ横ばいの状態です。障害種別にみると、身体障害者・知的障害者が同程度利用しています。

利用時間数をみると、平成 15 年度で 232.8 時間、平成 17 年度で 263.7 時間となっています。障害種別にみると、身体障害者が全体の半分以上を占めており、また、一人あたり平均利用時間も身体障害者が最も多くなっています。

利用者数 (人)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
身体障害者	7	6	7
知的障害者	7	7	8
障害児	1	2	2
合計	15	15	17

利用時間数 (時間)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
身体障害者	148.3	153.5	156.1
知的障害者	69.6	82.6	81.3
障害児	14.9	16.9	26.3
合計	232.8	253.0	263.7

一人あたり平均利用時間 (時間)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
身体障害者	21.2	25.6	22.3
知的障害者	9.9	11.8	10.2
障害児	14.9	8.5	13.2
平均	15.5	16.9	15.5

(厚生労働省福祉行政報告例による)

利用人数、利用時間数は各年度の合計を 12 で割り、1 か月平均として算出しています。

(3) 短期入所(ショートステイ)

短期入所(ショートステイ)の利用者数の推移をみると、平成15年度で13人、平成17年度で7人と減少しています。障害種別にみると、平成17年度で身体障害者が1人、知的障害者で2人、障害児で4人となっています。

利用日数は年々減少しており、平成15年度の35.3日が、平成17年度で7.0日となっています。一人あたり平均利用日数は、平成17年度で身体障害者が1.5日、知的障害者で0.6日、障害児で1.1日となっています。

利用者数 (人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
身体障害者	1	1	1
知的障害者	8	2	2
精神障害者	0	0	0
障害児	4	4	4
合計	13	7	7

利用日数 (日)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
身体障害者	13.0	2.4	1.5
知的障害者	7.3	16.7	1.1
精神障害者	0	0	0
障害児	15.0	5.2	4.4
合計	35.3	24.3	7.0

一人あたり平均利用日数 (日)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
身体障害者	13.0	2.4	1.5
知的障害者	0.9	8.4	0.6
精神障害者	-	-	-
障害児	3.8	1.3	1.1
平均	2.7	3.5	1.0

(厚生労働省福祉行政報告例による)

利用人数、利用日数は各年度の合計を12で割り、1か月平均として算出しています。

(4) 日中活動系・居住系サービス

日中活動系サービスの利用状況をみると、「知的障害者更生施設(入所)」が12人で多く、次いで「知的障害者授産施設(通所)」が6人、「身体障害者デイサービス」が3人となっています。

居住系サービスの利用状況は、「知的障害者更生施設(入所)」が12人で多く、次いで「知的障害者グループホーム」が3人、「身体障害者更生施設」、「身体障害者療護施設」がともに1人となっています。

日中活動系サービス (人)		居住系サービス (人)	
	平成 17 年		平成 17 年
身体障害者更生施設	1	身体障害者更生施設	1
身体障害者療護施設	1	身体障害者療護施設	1
身体障害者授産施設	0	身体障害者授産施設	0
身体障害者通所授産施設	0	知的障害者更生施設(入所)	12
身体障害者福祉工場	2	知的障害者授産施設(入所)	0
身体障害者小規模通所授産施設	0	精神障害者生活訓練施設	0
知的障害者更生施設(入所)	12	精神障害者入所授産施設	0
知的障害者更生施設(通所)	0	知的障害者通勤寮	0
知的障害者授産施設(入所)	0	身体障害者グループホーム	0
知的障害者授産施設(通所)	6	知的障害者グループホーム	3
知的障害者福祉工場	0	精神障害者グループホーム	0
知的障害者小規模通所授産施設	0	身体障害者福祉ホーム	0
精神障害者生活訓練施設	0	知的障害者福祉ホーム	0
精神障害者入所授産施設	0	精神障害者福祉ホーム	0
精神障害者通所授産施設	0		
精神障害者福祉工場	0		
精神障害者小規模通所授産施設	0		
身体障害者デイサービス	3		
知的障害者デイサービス	2		
精神障害者地域生活支援センター	0		

平成 17 年 10 月利用実績

平成 17 年 10 月利用実績

4 . アンケート調査結果（概要）

（1）調査の概要

調査の目的

障害福祉サービスの利用意向や日中活動に対する考えなどをお伺いするため、アンケート調査を実施しました。

調査概要

調査対象：町内にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者

調査方法：郵送による配布・回収

調査期間：平成 18 年 10 月 30 日～平成 18 年 11 月 13 日

調査の種類と回収結果

調査の種類	標本数	回収数	回収率	有効回収数	有効回答率
身体障害者対象	660	436	66.1%	432	65.5%
知的障害者対象	70	49	70.0%	49	70.0%
精神障害者対象	25	10	40.0%	10	40.0%

調査結果の留意点と見方

図表中の「n」とは、集計対象者実数（あるいは該当対象者実数）をさしています。

図表の数値（％）は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して表示しました。四捨五入の結果、個々の比率の合計と全体を示す数値は一致しません。

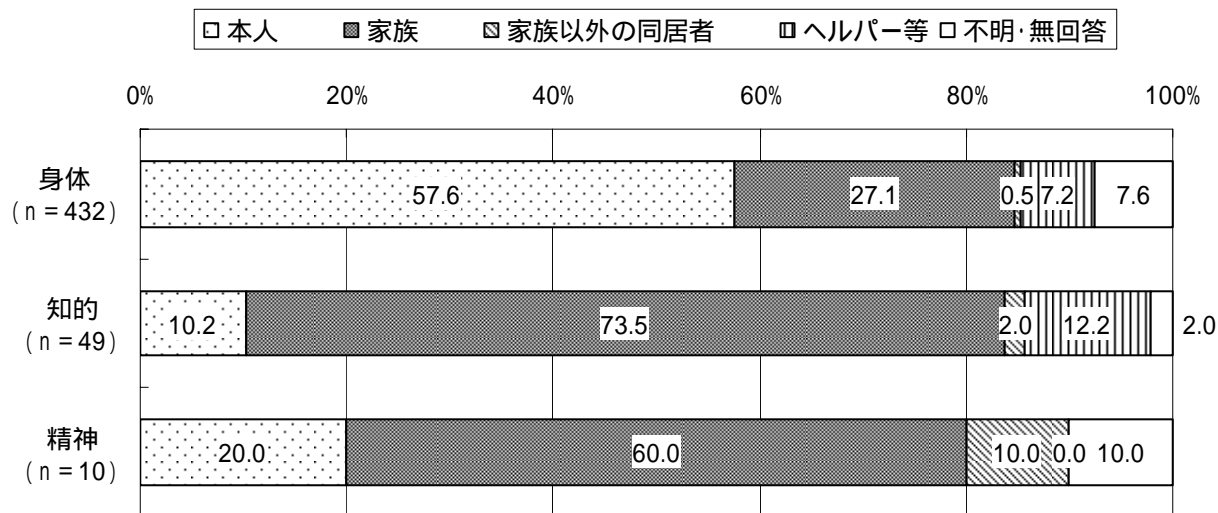
1つの設問に2つ以上の回答を求めた設問では、比率の合計が100%を超えます。

「不明・無回答」については、無記入・回答の読み取りが著しく困難な場合、1つまでの回答を求めている設問に対し2つ以上回答していた場合は「不明・無回答」として処理を行いました。

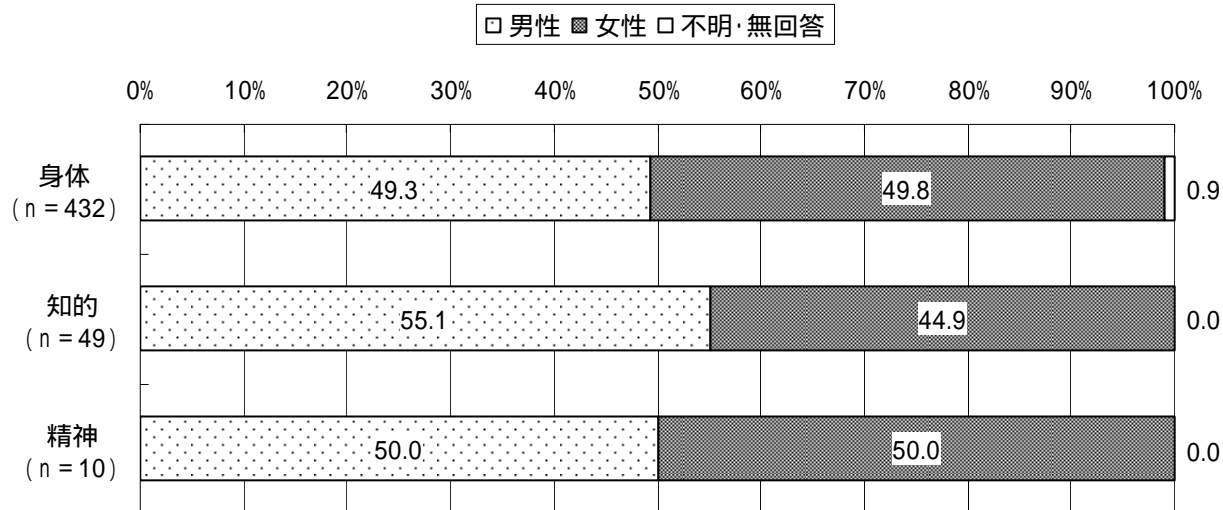
表中の「身体」は身体障害者対象調査を指し、「知的」は知的障害者対象調査、「精神」は精神障害者対象調査の結果を示しています。

(2) 回答者の状況

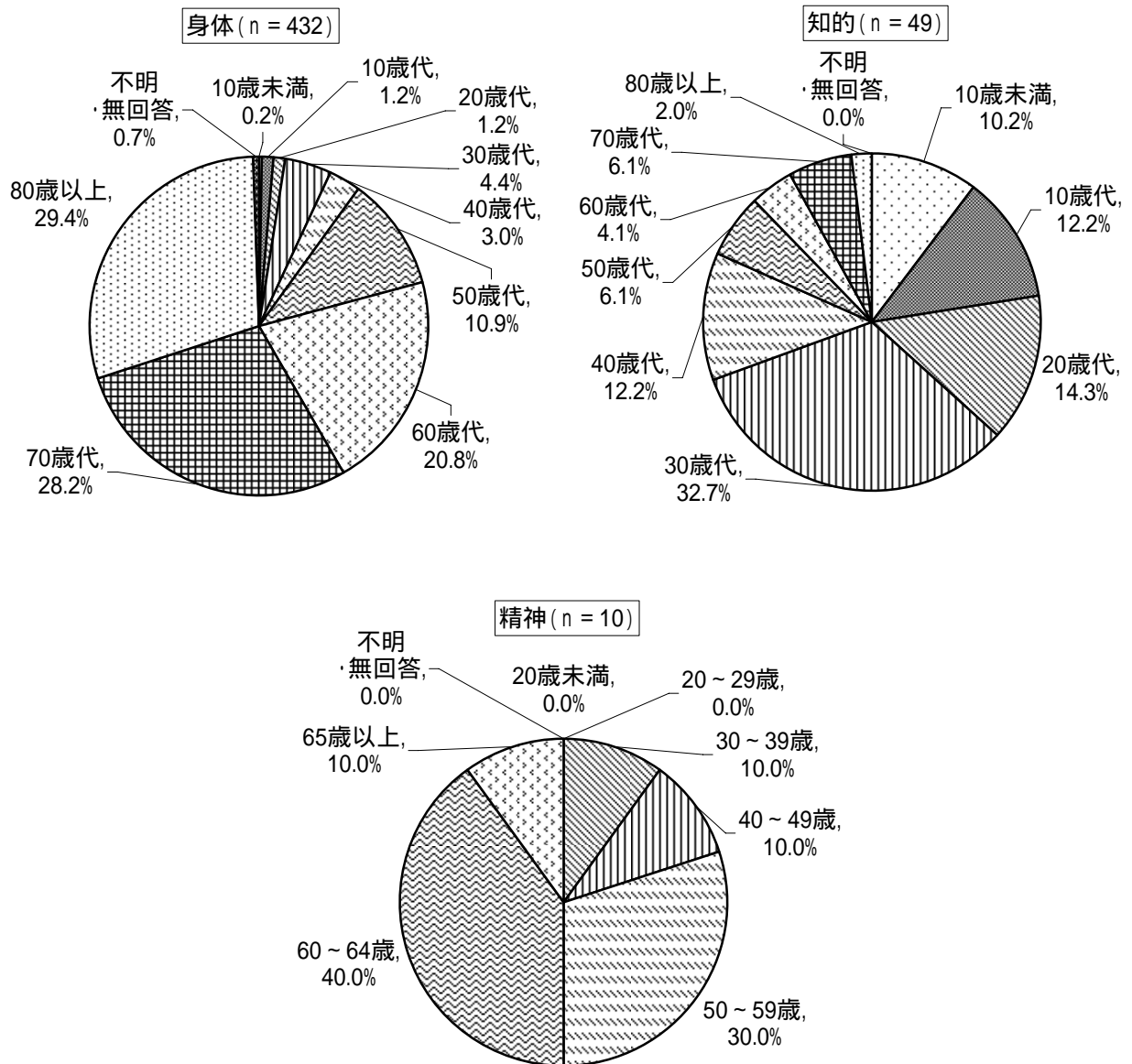
アンケートの回答者



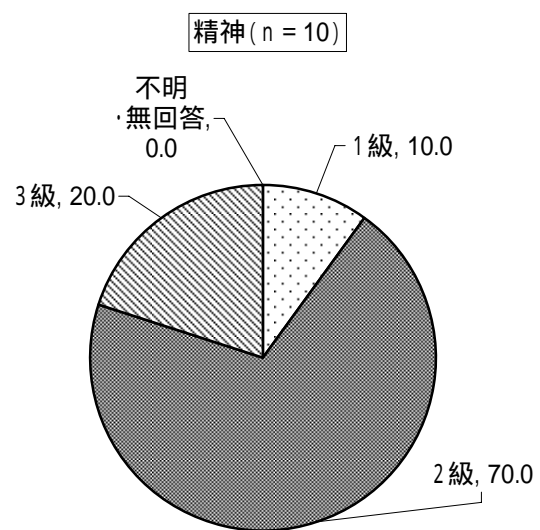
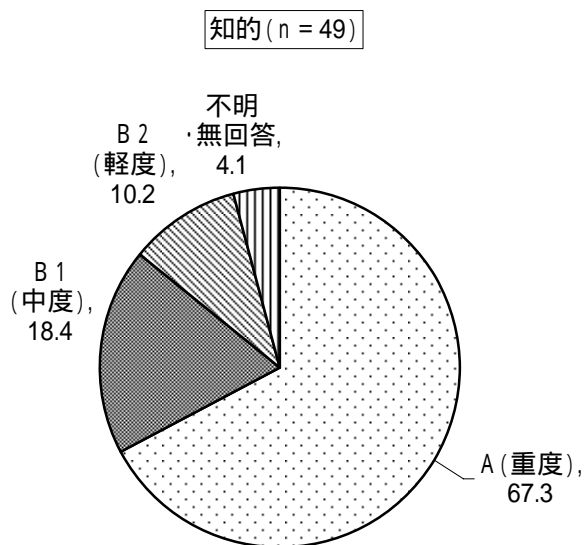
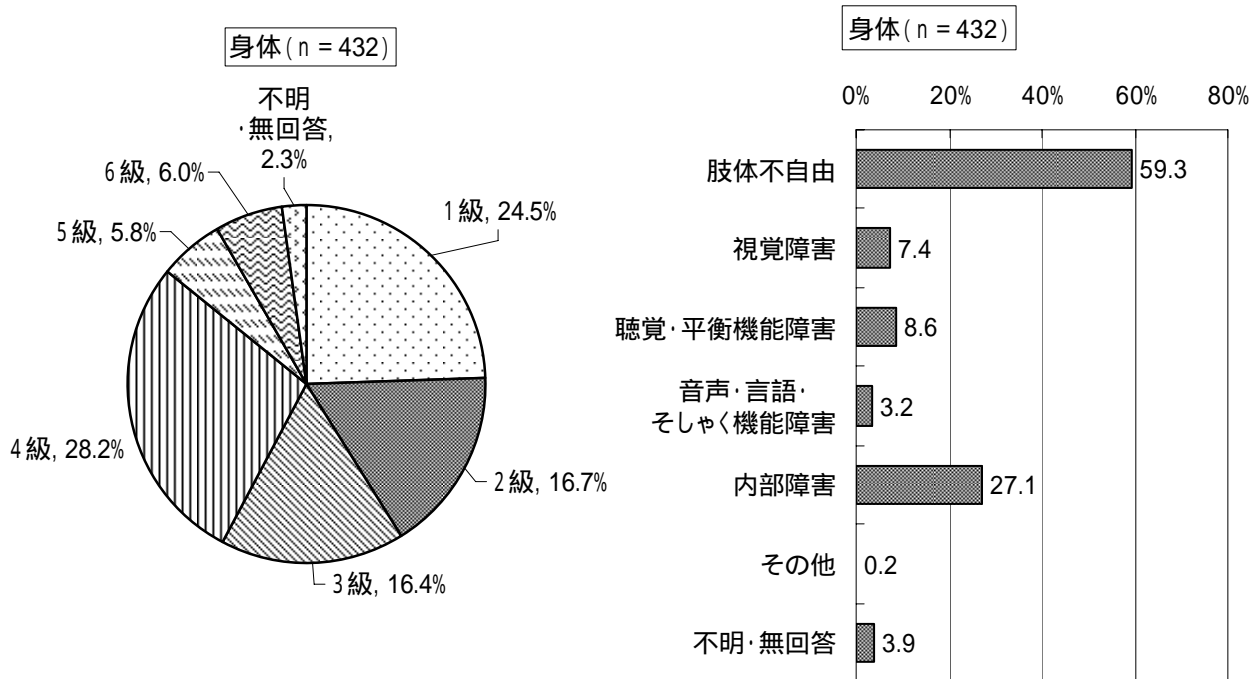
性別



年齡



手帳の等級、程度、身体障害者の障害の種類



(3) サービスの利用状況と利用意向

サービス利用意向一覧

各サービスの利用意向をみると、身体障害者では「デイサービス」が47.9%で最も多く、次いで「居宅介護(ホームヘルプサービス)」が47.7%、「短期入所(ショートステイ)」が39.6%となっています。

知的障害者では「短期入所(ショートステイ)」が61.2%で最も多く、次いで「居宅介護(ホームヘルプサービス)」が59.2%、「デイサービス」が55.1%となっています。

精神障害者では「居宅介護(ホームヘルプサービス)」が50.0%で最も多く、次いで「デイサービス」が40.0%、「短期入所(ショートステイ)」、「自立訓練(生活訓練)」がともに20.0%となっています。

年齢別の結果では、各サービスとも年代によって様々ですが、多くのサービスにおいて身体・知的ともに20歳未満の年代で希望が高い傾向にありました。特に共同生活援助「グループホーム」や共同生活介護(ケアホーム)の居住系サービス、就労移行支援や就労継続支援などの職業訓練サービスの利用意向が高くなっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
居宅介護(ホームヘルプサービス)	206	47.7	29	59.2	5	50.0
デイサービス	207	47.9	27	55.1	4	40.0
短期入所(ショートステイ)	171	39.6	30	61.2	2	20.0
重度訪問介護	57	13.2	10	20.4	0	0.0
行動援護	39	9.0	23	46.9	0	0.0
重度障害者等包括支援	46	10.6	13	26.5	0	0.0
生活介護	68	15.7	19	38.8	0	0.0
療養介護	87	20.1	11	22.4	0	0.0
自立訓練(生活訓練)	84	19.4	19	38.8	2	20.0
共同生活援助(グループホーム)	34	7.9	17	34.7	0	0.0
共同生活介護(ケアホーム)	41	9.5	20	40.8	0	0.0
施設入所支援	57	13.2	19	38.8	0	0.0
就労移行支援	32	7.4	13	26.5	1	10.0
就労継続支援(A型)	30	6.9	13	26.5	1	10.0
就労継続支援(B型)	30	6.9	8	16.3	1	10.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

「居宅介護(ホームヘルプサービス)」、「デイサービス」、「短期入所(ショートステイ)」については、「現在利用している。または、利用したことがある」と「利用したことはないが、将来必要になった時に利用したい」の合計値を「利用意向」としています。

居宅介護（ホームヘルプサービス）の利用状況と利用意向

居宅介護（ホームヘルプサービス）の利用状況を見ると、「現在利用している。または、利用したことがある」は身体障害者で 11.3%（49 人）、知的障害者で 6.1%（3 人）、精神障害者で 20.0%（2 人）となっています。

「利用したことはないが、将来必要になった時に利用したい（以下、「将来利用したい」と記載）」は身体障害者で 36.3%（157 人）、知的障害者で 53.1%（26 人）、精神障害者で 30.0%（3 人）となっており、特に知的障害者の利用意向が高くなっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
現在利用している。または、利用したことがある	49	11.3	3	6.1	2	20.0
利用したことはないが、将来必要になった時に利用したい	157	36.3	26	53.1	3	30.0
利用希望なし	81	18.8	7	14.3	3	30.0
その他	21	4.9	0	0.0	0	0.0
不明・無回答	124	28.7	13	26.5	2	20.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

デイサービスの利用状況と利用意向

デイサービスの利用状況を見ると、「現在利用している。または、利用したことがある」は身体障害者で 15.5%（67 人）、知的障害者で 18.4%（9 人）、精神障害者で 10.0%（1 人）となっています。

「将来利用したい」は身体障害者で 32.4%（140 人）、知的障害者で 36.7%（18 人）、精神障害者で 30.0%（3 人）となっており、3 障害とも約 3 割の人が今後利用したいと答えています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
現在利用している。または、利用したことがある	67	15.5	9	18.4	1	10.0
利用したことはないが、将来必要になった時に利用したい	140	32.4	18	36.7	3	30.0
利用希望なし	102	23.6	9	18.4	3	30.0
その他	21	4.9	0	0.0	0	0.0
不明・無回答	102	23.6	13	26.5	3	30.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

短期入所（ショートステイ）の利用状況と利用意向

短期入所（ショートステイ）の利用状況をみると、「現在利用している。または、利用したことがある」は身体障害者で7.9%（34人）、知的障害者で28.6%（14人）と、知的障害者で利用が多くみられます。

「将来利用したい」は身体障害者で31.7%（137人）、知的障害者で32.7%（16人）、精神障害者で20.0%（2人）となっています。また、精神障害者では「利用希望なし」が50.0%（5人）と身体障害者・知的障害者に比べて多くなっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
現在利用している。または、利用したことがある	34	7.9	14	28.6	0	0.0
利用したことはないが、将来必要になった時に利用したい	137	31.7	16	32.7	2	20.0
利用希望なし	118	27.3	8	16.3	5	50.0
その他	22	5.1	0	0.0	0	0.0
不明・無回答	121	28.0	11	22.4	3	30.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

重度訪問介護の利用意向

重度訪問介護の利用意向は、「利用したい」は身体障害者で13.2%（57人）、知的障害者で20.4%（10人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	57	13.2	10	20.4	0	0.0
利用したくない	48	11.1	10	20.4	3	30.0
わからない	146	33.8	17	34.7	4	40.0
不明・無回答	181	41.9	12	24.5	3	30.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

行動援護の利用意向

行動援護の利用意向は、「利用したい」は身体障害者で9.0%(39人)、知的障害者で46.9%(23人)と、知的障害者の利用意向が高くなっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	39	9.0	23	46.9	0	0.0
利用したくない	53	12.3	5	10.2	2	20.0
わからない	148	34.3	13	26.5	5	50.0
不明・無回答	192	44.4	8	16.3	3	30.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

重度障害者等包括支援の利用意向

重度障害者等包括支援の利用意向は、「利用したい」は身体障害者で10.6%(46人)、知的障害者で26.5%(13人)となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	46	10.6	13	26.5	0	0.0
利用したくない	44	10.2	8	16.3	2	20.0
わからない	147	34.0	17	34.7	5	50.0
不明・無回答	195	45.1	11	22.4	3	30.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

生活介護の利用意向

生活介護の利用意向は、「利用したい」は身体障害者で15.7%(68人)、知的障害者で38.8%(19人)となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	68	15.7	19	38.8	0	0.0
利用したくない	45	10.4	7	14.3	2	20.0
わからない	130	30.1	13	26.5	5	50.0
不明・無回答	189	43.8	10	20.4	3	30.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

療養介護の利用意向

療養介護の利用意向は、「利用したい」は身体障害者で 20.1%（87 人）、知的障害者で 22.4%（11 人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	87	20.1	11	22.4	0	0.0
利用したくない	39	9.0	10	20.4	2	20.0
わからない	121	28.0	15	30.6	5	50.0
不明・無回答	185	42.8	13	26.5	3	30.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

自立訓練（生活訓練）の利用意向

自立訓練（生活訓練）の利用意向は、「利用したい」は身体障害者で 19.4%（84 人）、知的障害者で 38.8%（19 人）、精神障害者で 20.0%（2 人）と、知的障害者が最も高くなっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	84	19.4	19	38.8	2	20.0
利用したくない	42	9.7	6	12.2	2	20.0
わからない	131	30.3	14	28.6	4	40.0
不明・無回答	175	40.5	10	20.4	2	20.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

共同生活援助（グループホーム）の利用意向

共同生活援助（グループホーム）の利用意向は、「利用したい」は身体障害者で 7.9%（34 人）、知的障害者で 34.7%（17 人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	34	7.9	17	34.7	0	0.0
利用したくない	61	14.1	4	8.2	4	40.0
わからない	146	33.8	17	34.7	3	30.0
不明・無回答	191	44.2	11	22.4	3	30.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

共同生活介護（ケアホーム）の利用意向

共同生活介護（ケアホーム）の利用意向は、「利用したい」は身体障害者で 9.5%（41 人）、知的障害者で 40.8%（20 人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	41	9.5	20	40.8	0	0.0
利用したくない	64	14.8	4	8.2	4	40.0
わからない	137	31.7	14	28.6	3	30.0
不明・無回答	190	44.0	11	22.4	3	30.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

施設入所支援の利用意向

施設入所支援の利用意向は、「利用したい」は身体障害者で 13.2%（57 人）、知的障害者で 38.8%（19 人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	57	13.2	19	38.8	0	0.0
利用したくない	52	12.0	5	10.2	2	20.0
わからない	133	30.8	15	30.6	2	20.0
不明・無回答	190	44.0	10	20.4	6	60.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

就労移行支援の利用意向

就労移行支援の利用意向は、「利用したい」は身体障害者で 7.4%（32 人）、知的障害者で 26.5%（13 人）、精神障害者で 10.0%（1 人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	32	7.4	13	26.5	1	10.0
利用したくない	115	26.6	12	24.5	4	40.0
わからない	115	26.6	13	26.5	2	20.0
不明・無回答	170	39.4	11	22.4	3	30.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

就労継続支援（A型）の利用意向

就労継続支援（A型）の利用意向は、「利用したい」は身体障害者で 6.9%（30人）、知的障害者で 26.5%（13人）、精神障害者で 10.0%（1人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	30	6.9	13	26.5	1	10.0
利用したくない	114	26.4	10	20.4	4	40.0
わからない	117	27.1	16	32.7	2	20.0
不明・無回答	171	39.6	10	20.4	3	30.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

就労継続支援（B型）の利用意向

就労継続支援（B型）の利用意向は、「利用したい」は身体障害者で 6.9%（30人）、知的障害者で 16.3%（8人）、精神障害者で 10.0%（1人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	30	6.9	8	16.3	1	10.0
利用したくない	112	25.9	10	20.4	3	30.0
わからない	118	27.3	18	36.7	3	30.0
不明・無回答	172	39.8	13	26.5	3	30.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

(4) 地域生活支援事業の利用意向

地域生活支援事業利用意向一覧

地域生活支援事業の利用意向をみると、身体障害者では「相談支援事業」が32.2%で最も高く、次いで「日常生活用具給付等事業」が27.8%、「福祉ホーム事業」が24.1%となっています。

知的障害者では「相談支援事業」が61.2%で最も高く、次いで「福祉ホーム事業」が46.9%、「日中一時支援事業」が40.8%となっています。

精神障害者では「相談支援事業」が30.0%で最も高くなっています。

3障害とも「相談支援事業」が最も高く、また「福祉ホーム事業」は身体障害者・知的障害者で高くなっています。

年齢別の結果では、障害福祉サービスと同様に多くのサービスにおいて身体・知的ともに20歳未満の年代で希望が高い傾向にありました。また、知的障害者の30歳代においても利用意向が高いという結果になりました。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
相談支援事業	139	32.2	30	61.2	3	30.0
コミュニケーション支援事業	39	9.0	9	18.4	0	0.0
日常生活用具給付等事業	120	27.8	19	38.8	1	10.0
移動支援事業	90	20.8	16	32.7	0	0.0
地域活動支援センター機能強化事業	60	13.9	17	34.7	1	10.0
福祉ホーム事業	104	24.1	23	46.9	1	10.0
訪問入浴サービス事業	77	17.8	9	18.4	0	0.0
日中一時支援事業	56	13.0	20	40.8	1	10.0
生活サポート事業	84	19.4	13	26.5	1	10.0
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	73	16.9	18	36.7	1	10.0
芸術・文化講座開催等事業	78	18.1	16	32.7	0	0.0
点字・声の広報等発行事業	34	7.9	6	12.2	0	0.0
自動車運転免許取得・改造助成事業	74	17.1	10	20.4	1	10.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

相談支援事業の利用意向

相談支援事業の利用意向をみると、「利用したい」は身体障害者で 32.2%（139 人）、知的障害者で 61.2%（30 人）、精神障害者で 30.0%（3 人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	139	32.2	30	61.2	3	30.0
利用したくない	21	4.9	3	6.1	1	10.0
わからない	120	27.8	8	16.3	3	30.0
不明・無回答	152	35.2	8	16.3	3	30.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

コミュニケーション支援事業の利用意向

コミュニケーション支援事業の利用意向をみると、「利用したい」は身体障害者で 9.0%（39 人）、知的障害者で 18.4%（9 人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	39	9.0	9	18.4	0	0.0
利用したくない	59	13.7	11	22.4	3	30.0
わからない	157	36.3	17	34.7	2	20.0
不明・無回答	177	41.0	12	24.5	5	50.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

日常生活用具給付等事業の利用意向

日常生活用具給付等事業の利用意向をみると、「利用したい」は身体障害者で 27.8%（120 人）、知的障害者で 38.8%（19 人）、精神障害者で 10.0%（1 人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	120	27.8	19	38.8	1	10.0
利用したくない	35	8.1	5	10.2	3	30.0
わからない	116	26.9	15	30.6	2	20.0
不明・無回答	161	37.3	10	20.4	4	40.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

移動支援事業の利用意向

移動支援事業の利用意向をみると、「利用したい」は身体障害者で 20.8%（90 人）、知的障害者で 32.7%（16 人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	90	20.8	16	32.7	0	0.0
利用したくない	42	9.7	4	8.2	3	30.0
わからない	136	31.5	18	36.7	2	20.0
不明・無回答	164	38.0	11	22.4	5	50.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

地域活動支援センター機能強化事業の利用意向

地域活動支援センター機能強化事業の利用意向をみると、「利用したい」は身体障害者で 13.9%（60 人）、知的障害者で 34.7%（17 人）、精神障害者で 10.0%（1 人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	60	13.9	17	34.7	1	10.0
利用したくない	41	9.5	5	10.2	2	20.0
わからない	157	36.3	16	32.7	3	30.0
不明・無回答	174	40.3	11	22.4	4	40.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

福祉ホーム事業の利用意向

福祉ホーム事業の利用意向をみると、「利用したい」は身体障害者で 24.1%（104 人）、知的障害者で 46.9%（23 人）、精神障害者で 10.0%（1 人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	104	24.1	23	46.9	1	10.0
利用したくない	33	7.6	1	2.0	1	10.0
わからない	127	29.4	14	28.6	3	30.0
不明・無回答	168	38.9	11	22.4	5	50.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

訪問入浴サービス事業の利用意向

訪問入浴サービス事業の利用意向をみると、「利用したい」は身体障害者で 17.8%（77人）、知的障害者で 18.4%（9人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	77	17.8	9	18.4	0	0.0
利用したくない	55	12.7	13	26.5	3	30.0
わからない	127	29.4	15	30.6	3	30.0
不明・無回答	173	40.0	12	24.5	4	40.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

日中一時支援事業の利用意向

日中一時支援事業の利用意向をみると、「利用したい」は身体障害者で 13.0%（56人）、知的障害者で 40.8%（20人）、精神障害者で 10.0%（1人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	56	13.0	20	40.8	1	10.0
利用したくない	50	11.6	5	10.2	3	30.0
わからない	158	36.6	14	28.6	3	30.0
不明・無回答	168	38.9	10	20.4	3	30.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

生活サポート事業の利用意向

生活サポート事業の利用意向をみると、「利用したい」は身体障害者で 19.4%（84人）、知的障害者で 26.5%（13人）、精神障害者で 10.0%（1人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	84	19.4	13	26.5	1	10.0
利用したくない	46	10.6	6	12.2	2	20.0
わからない	129	29.9	17	34.7	4	40.0
不明・無回答	173	40.0	13	26.5	3	30.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の利用意向

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の利用意向をみると、「利用したい」は身体障害者で 16.9%（73 人）、知的障害者で 36.7%（18 人）、精神障害者で 10.0%（1 人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	73	16.9	18	36.7	1	10.0
利用したくない	53	12.3	6	12.2	3	30.0
わからない	139	32.2	13	26.5	2	20.0
不明・無回答	167	38.7	12	24.5	4	40.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

芸術・文化講座開催等事業の利用意向

芸術・文化講座開催等事業の利用意向をみると、「利用したい」は身体障害者で 18.1%（78 人）、知的障害者で 32.7%（16 人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	78	18.1	16	32.7	0	0.0
利用したくない	46	10.6	3	6.1	3	30.0
わからない	145	33.6	18	36.7	3	30.0
不明・無回答	163	37.7	12	24.5	4	40.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

点字・声の広報等発行事業の利用意向

点字・声の広報等発行事業の利用意向をみると、「利用したい」は身体障害者で 7.9%（34 人）、知的障害者で 12.2%（6 人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	34	7.9	6	12.2	0	0.0
利用したくない	60	13.9	9	18.4	3	30.0
わからない	150	34.7	19	38.8	3	30.0
不明・無回答	188	43.5	15	30.6	4	40.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

自動車運転免許取得・改造助成事業の利用意向

自動車運転免許取得・改造助成事業の利用意向をみると、「利用したい」は身体障害者で 17.1%（74 人）、知的障害者で 20.4%（10 人）、精神障害者で 10.0%（1 人）となっています。

	身体		知的		精神	
	n	%	n	%	n	%
利用したい	74	17.1	10	20.4	1	10.0
利用したくない	60	13.9	9	18.4	3	30.0
わからない	116	26.9	14	28.6	2	20.0
不明・無回答	182	42.1	16	32.7	4	40.0
全体	432	100.0	49	100.0	10	100.0

第3章 平成23年度に向けた数値目標の設定

障害のある人の自立支援に向け、地域生活移行や就労支援などの新たな課題に対応するため、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成23年度末までに、現在の入所施設の入所者の14人のうち3人(20%)が地域生活に移行することをめざします。これにあわせて、平成23年度末時点の施設入所者数14人のうち1人(7%以上)削減することを基本とします。

区分		人数	備考
現在の施設入所者		14人	大阪府基本指針による
目標値	地域生活移行数	3人	
	削減見込	1人	
平成23年度の施設入所者		13人	

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国基本指針では、平成24年度までに精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(以下「退院可能精神障害者」という)の解消をめざし、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定することが示されています。

目標値については、大阪府基本指針にしたがい大阪府全体で平成24年度までに2,226人の退院を見込んでおり、平成24年度までに今後、地域生活への移行に向けた基盤整備を進め、目標達成に努めます。

区分	人数	備考
平成23年度末までの減少目標値	3人	大阪府基本指針による

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年中に一般就労に移行する人の数値目標を4倍以上とします。

区分	人数	備考
現在の一般就労への移行の実績	1人	
平成23年度までの一般就労への移行目標値	4人	

第4章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

1. 訪問系サービス及び短期入所

障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためには、多様な事業者の参入を促進していくことが必要となります。

サービスの確保にあたっては、障害者団体や事業者と連携を図り、障害福祉サービス事業への参入を促進していきます。また、大阪府が実施するホームヘルパーに対する講座・講習などの受講を勧め、質の高いサービスが提供されるよう働きかけます。

(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス） 重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護（ホームヘルプサービス）は、居宅において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行うサービスです。

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

行動援護は、知的障害または精神障害など、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。

重度障害者等包括支援は、常時介護を要する人に対して、居宅介護等福祉のサービスを包括的に行うサービスです。

【サービスの見込量】

(時間分/月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護	118時間分	412時間分	434時間分	505時間分
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				

(2) 短期入所（ショートステイ）

短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

【サービスの見込量】

(人日分/月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
短期入所	12人日分	30人日分	30人日分	30人日分

2. 日中活動系サービス

障害者自立支援法の施行により、これまでのサービス体系を5年後には新体系に移行することとなります。

日中活動系サービスについては、本町だけでなく、周辺自治体とも連携を図りながら、整備・確保を進めていきます。

日中活動の支援として、利用者のニーズに応じたサービスが質・量の両面で確保できるよう、取り組んでいきます。

また、就労の場の確保については、地域の企業や南河内南障害者就業生活支援センター、ハローワークなどの関係機関と連携して、雇用先の確保や働き続けるための支援に取り組みます。

(1) 生活介護

生活介護は、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【サービスの見込量】

(人日分/月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	22人日分	176人日分	220人日分	484人日分

(2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体的機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【サービスの見込量】

(人日分/月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	0人日分	22人日分	44人日分	88人日分

(3) 就労移行支援

就労移行支援は、一般企業の雇用に向けた移行支援で、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練や、職場実習などの訓練を行うサービスです。

【サービスの見込量】

(人日分/月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就労移行支援	0人日分	44人日分	44人日分	66人日分

(4) 就労継続支援(A型)

就労継続支援(A型)は、事業者と雇用関係を結び、就労機会の提供及び知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

【サービスの見込量】

(人日分/月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就労継続支援(A型)	0人日分	22人日分	66人日分	88人日分

(5) 就労継続支援(B型)

就労継続支援(B型)は、雇用関係を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練を行うサービスです。

【サービスの見込量】

(人日分/月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就労継続支援(B型)	0人日分	44人日分	66人日分	66人日分

(6) 児童デイサービス

児童デイサービスは、障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

【サービスの見込量】

(人日分/月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
児童デイサービス	4人日分	4人日分	4人日分	10人日分

(7) 療養介護

療養介護は、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

【サービスの見込量】

(人分/月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
療養介護	1人分	1人分	1人分	1人分

3. 居住系サービス

居住の場の整備については、共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）の拡充を図るため、地域での自立を進める場や社会生活能力を高める訓練の場を確保するとともに、事業者に対して情報を提供するなど、地域の必要性に応じた整備を促進していきます。

（1）共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）

共同生活介護（ケアホーム）は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

共同生活援助（グループホーム）は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

【サービスの見込量】

（人分/月）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
共同生活介護、共同生活援助	3 人分	6 人分	9 人分	9 人分

（2）施設入所支援

施設入所支援は、施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

【サービスの見込量】

（人分/月）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
施設入所支援	0 人分	4 人分	7 人分	13 人分

4. 相談支援（サービス利用計画作成）

障害のある人等の福祉に関する各般の問題につき、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障害のある人等の権利擁護のための必要な援助を行います。

【サービスの見込量】

（人分/月）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
相談支援	5 人分	7 人分	14 人分	16 人分

第5章 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人及び障害のある児童がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、町が地域の特性や利用者の状況に応じて実施していくものです。

地域に住む障害のある人の日常生活を支援していくため、地域生活支援事業の円滑な運営に努めていきます。

1. 必須事業

(1) 相談支援事業

障害のある人、障害ある児童の保護者または障害のある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的に実施します。

相談支援事業等の評価については、地域自立支援協議会にて、運営計画や実績等に関する協議・評価を行います。そこでは、虐待、家族関係、発達障害、福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如など、個々の事例に関して錯綜する問題への対応を行うとともに、地域の関係機関によるネットワークの構築を図ることで、地域の問題や課題に対して、早期対応をしていきます。

また、障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図っていきます。

相談支援事業の目標量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	6 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
地域自立支援協議会	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
成年後見制度利用支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

平成 18 年度は 10 月から半年分の見込

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳等の方法により、障害のある人等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

コミュニケーション支援事業の目標量

(人/年、人日分/年)

		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
手帳所持者数	聴覚、言語障害	50人	53人	56人	59人
	視覚障害	41人	42人	43人	44人
必要総数	手話通訳等	12人日分	24人日分	24人日分	24人日分

平成18年度は10月から半年分の見込

(3) 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に努めていきます。

日常生活用具給付等事業の目標量

(件/年)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
介護訓練支援用具	1件	2件	2件	3件
自立生活支援用具	2件	2件	2件	2件
在宅療養等支援用具	2件	2件	2件	3件
情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件	1件
排泄管理支援用具	156件	312件	312件	312件
住宅改修費	1件	2件	2件	3件

平成18年度は10月から半年分の見込

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進をめざしていきます。

移動支援事業の目標量

(箇所/年、人分/年、時間/年)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
移動支援事業	20箇所	20箇所	20箇所	20箇所
	19人分	23人分	24人分	24人分
	2,420時間	5,520時間	5,620時間	5,620時間

平成18年度は10月から半年分の見込

(5) 地域活動支援センター

障害のある人等が通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害のある人の地域生活支援の促進を図っていきます。

地域活動支援センター

(箇所/年、人分/年)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
基礎的事業	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	5 人分	10 人分	10 人分	20 人分
機能強化事業	1 箇所	2 箇所	3 箇所	3 箇所
うち地域活動支援センター 型	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
うち地域活動支援センター 型	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
うち地域活動支援センター 型	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所

平成 18 年度は 10 月から半年分の見込

2. 任意事業

(1) その他事業

訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的に実施していきます。

日中一時支援事業

障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施していきます。

社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進や交流、障害者スポーツを普及するために大会などを開催することをはじめ、点訳、手話通訳の派遣などの方法による情報の提供、自動車の改造にかかる経費の一部を助成するなど、社会参加を促進していきます。

その他事業

(人日/年、人分/年、人/年)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
訪問入浴サービス事業	1 人分	3 人分	3 人分	5 人分
日中一時支援事業	16 人分	19 人分	21 人分	25 人分
社会参加促進事業	240 人分	240 人分	240 人分	240 人分

平成 18 年度は 10 月から半年分の見込

第6章 計画の推進体制

障害保健福祉関係者で構成する「河南町障害福祉計画策定委員会」で計画の検討を行うとともに、関係各課と連携を図りながら、障害のある人の多種多様なニーズに応じた的確に総合的サービスを提供できるよう各施策の実施に努めます。

また、新たに設置する地域自立支援協議会において、相談事例などのなかから、計画に係る内容について集約し、計画の見直しにつなげていきます。

1．国や府との連携

計画の見込数値や事業所の指定などについて、大阪府障害福祉計画と必要な調整を図り、町の障害福祉計画が円滑に進むよう、取り組んでいきます。

2．近隣の市町村との連携

障害福祉サービスの確保については、近隣の市町村と連携していく必要があります。

そのため、府が設定している「障害保健福祉圏域」のなかで積極的に推進していきます。

3．事業者並びに各関係機関団体との連携

障害のある人一人ひとりのきめ細かいニーズに応えていけるよう、サービス提供事業者や各種関係団体と連携を図りながら、サービスの確保・提供に努めていきます。

4．人材の育成・確保、情報提供

(1) 人材の育成と確保

今後、障害のある人の生活を一体的に支えていくためには、必要な人材の育成と確保が必要となります。

町内の事業者等に対して大阪府で実施している研修会等への参加を呼びかけ、質の向上に努めていきます。

(2) 情報提供、広報啓発活動の充実

広報紙等を活用した情報提供に努め、制度やサービスに対する周知・啓発を行っていきます。

また、視覚・聴覚などに障害のある人に対しては、障害者団体やボランティアなどの協力を得ながら、点訳や点字などによる情報提供に取り組んでいきます。

資料

障害福祉計画策定委員会委員名簿

任期：平成 18 年 9 月 1 日～平成 21 年 8 月 31 日

(順不同)

	所 属	氏 名	備 考
障害福祉団体	河南町身体障害者協会会長	片 本 和 雄	
	河南町手をつなぐ親の会会長	伊 藤 容 子	
	NPO法人あい理事長	都 留 秀 行	
福祉施設従事者	あすかの園施設長	吉 川 和 美	
	菊水苑総合施設長	三 木 義 弘	
	草笛の家施設長	藤 田 正 士	
	富田林医師会 訪問看護ステーション管理者	小 路 三 千 代	
医療・保健関係	富田林医師会会長	森 口 英 世	
	富田林歯科医師会理事	村 田 俊 弘	副委員長
社会福祉及び 公共的団体代表	河南町区長会会長 河南町社会福祉協議会会長	竹 本 勇	委員長 H19.1.1～
	河南町民生委員児童委員協議会会長	山 本 昭 子	
	富田林保健所所長	勝 本 善 衛	
関係行政職員	富田林子ども家庭センター所長	山 口 謙 一 郎	
	河内長野公共職業安定所所長	宮 原 純 治	
	元大阪教育大学教授	坪 田 信 道	委員長 H18.4.1～H18.12.31

河南町障害福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条に基づき、障害福祉計画を定めるにあたって、さまざまな方面からの意見を反映させ、計画の原案を作成し、実行するため、本町に河南町障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者、障害者団体の代表者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、委員会に関係者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、会議及び活動を通じて知り得た個人の秘密に関することを、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

障害者自立支援法の概要

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設し、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行う。

1 障害者の福祉サービスを「一元化」

サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。

2 障害者がもっと「働ける社会」に

一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援。

3 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。

4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。

5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

（１）利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。

（２）国の「財政責任の明確化」

福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。

障害福祉計画の基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

1．障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種類、程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めること

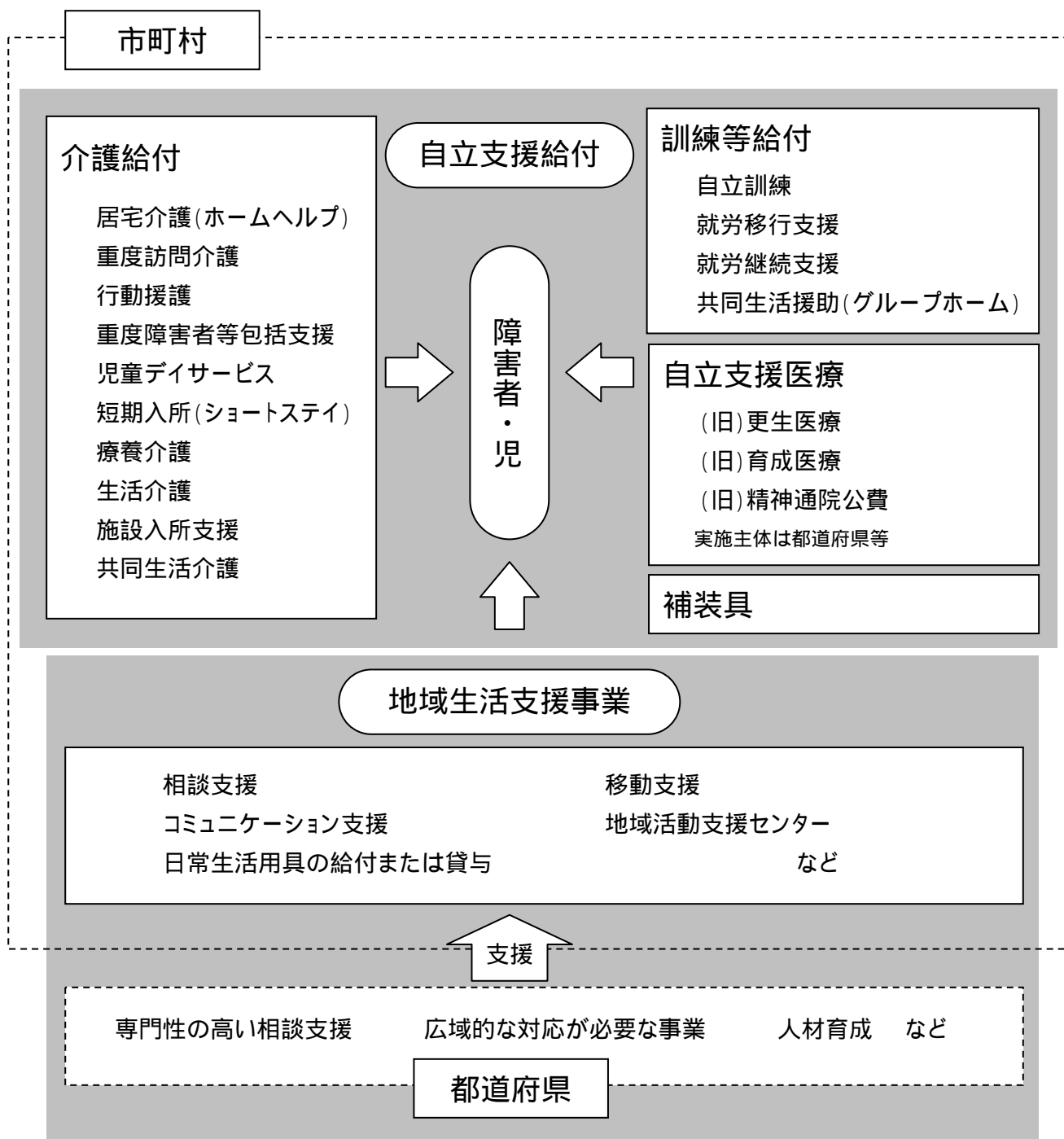
2．市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者などに対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービス水準の均てん化を図ること

3．地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

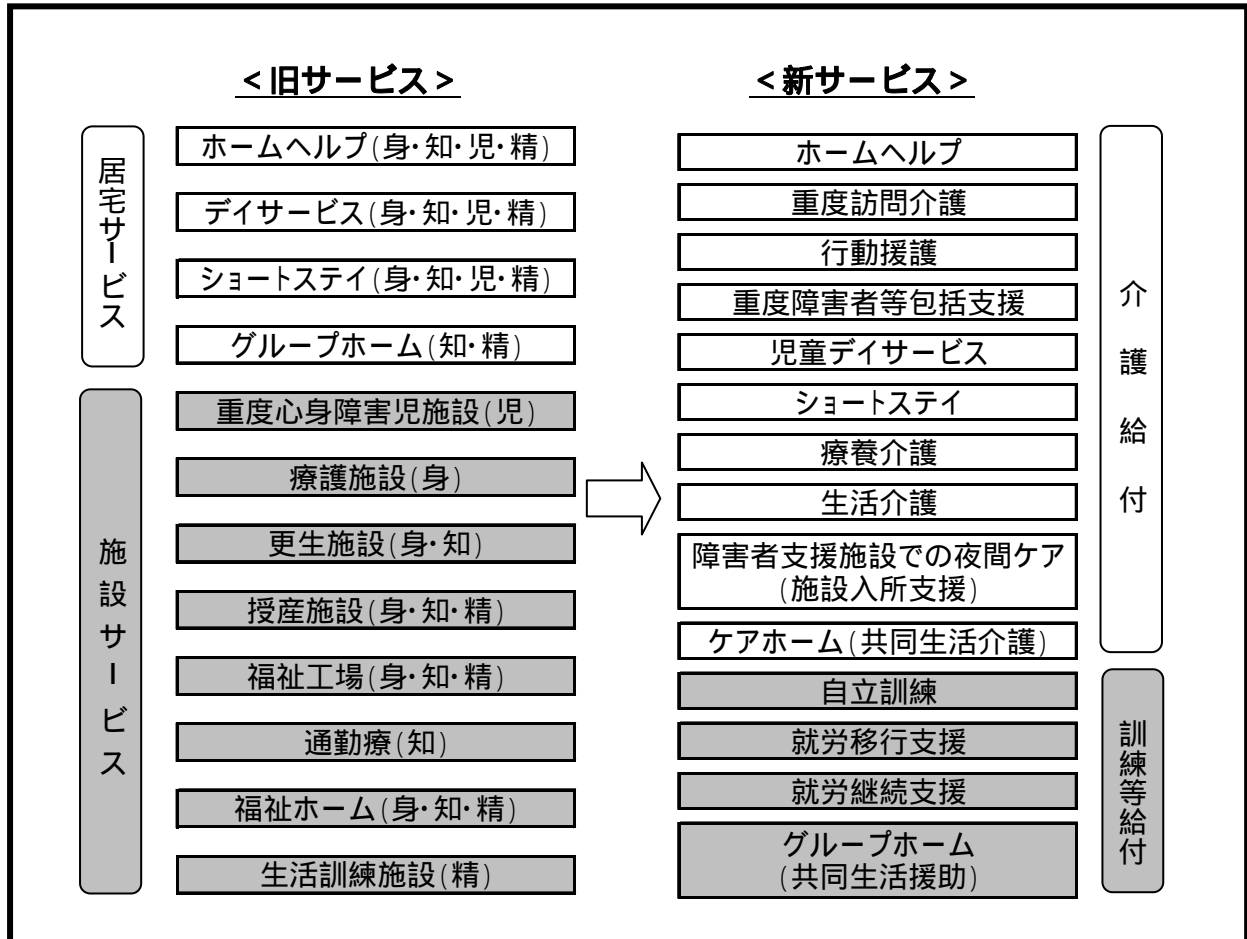
障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めること

総合的な自立支援システムの構築



福祉サービスに係る自立支援給付の体系

身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児を対象とした現行の障害福祉サービスを新たな体系に移行。



障害福祉サービス一覧

介護給付	居宅介護	居宅において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行うサービスです。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。
	行動援護	知的障害または精神障害など、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する人に対して、居宅介護等福祉のサービスを包括的に行うサービスです。
	児童デイサービス	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。
	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
訓練等給付	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体的機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
	就労移行支援	一般企業の雇用に向けた移行支援で、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練や、職場実習などの訓練を行うサービスです。
	就労継続支援（A型）	事業者と雇用関係を結び、就労機会の提供及び知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
	就労継続支援（B型）	雇用関係を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練を行うサービスです。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

地域生活支援事業一覧

地域生活支援事業	相談支援事業	障害のある人、障害ある児童の保護者または障害のある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。
	地域自立支援協議会	「地域自立支援協議会」は、地域自立支援協議会にて、運営計画や実績等に関する協議・評価を行います。そこでは、虐待、家族関係、発達障害、福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如など、個々の事例に関して錯綜する問題への対応を行うとともに、地域の関係機関によるネットワークの構築を図ることで、地域の問題や課題に対して、早期対応をしていきます。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図る事業です。
	コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳等の方法により、障害のある人等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行います。
	日常生活用具給付等事業	重度の障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対して、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター	障害のある人等が通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害のある人の地域生活支援の促進を図っていきます。
	訪問入浴サービス事業	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的に実施していきます。
	日中一時支援事業	障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施していきます。
	社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進や交流、障害者スポーツを普及するために大会などを開催することをはじめ、点訳、手話通訳の派遣などの方法による情報の提供、自動車の改造にかかる経費の一部を助成するなど、社会参加を促進していきます。

用語解説

カ

権利擁護

判断能力が不十分な高齢者や障害者の権利の擁護に資することを目的として、それらの人々が自立した地域生活が送れるよう、権利擁護に関する相談や、本人との契約に基づく福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う。

ケアマネジメント

保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すことを言います。厚生労働省では障害者ケアマネジメントについては「障害者の地域における生活支援するために、ケアマネジメントを希望する人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法である」としている。

サ

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。

タ

デイサービス

在宅の障害のある人が通所して文化的活動、機能訓練を行うことにより、その自立を図るとともに、生きがいを高めるサービス。障害者自立支援法の施行により、生活介護事業や自立訓練事業等に移行された。

ナ

ノーマライゼーション

障害の有無にかかわらず、すべての人びとが平等に社会の構成員として、自立した生活や社会活動を営むことを可能にするという概念。すなわち、障害のある人を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え。

ラ

リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技能的訓練プログラムにとどまらず、ライフステージのすべての段階において全人的復権に寄与し、障害のある人の自立と参加をめざす障害者施策の理念。

河南町障害福祉計画

平成 19 年 3 月

河南町 民生部 福祉推進課

〒585 - 8585 大阪府南河内郡河南町大字白木 1359 - 6

T E L : 0721 - 93-2500 (代表) F A X : 0721 - 90-3288

E-mail : kenkou@town.kanan.osaka.jp

ホームページ : <http://www.town.kanan.osaka.jp/>